

見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議設置要綱

(平成27年7月8日部長決裁)

第1 趣旨

見沼田圃の保全・活用・創造の方策を検討するため、見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

第2 構成

- 1 連携会議は、埼玉県、さいたま市及び川口市をもって構成する。
- 2 連携会議の構成員は、別表をもって充てる。

第3 検討事項

連携会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 見沼田圃における埼玉県、さいたま市及び川口市の施策の実施状況に関する事。
- (2) 見沼田圃の現状及び課題の把握、課題に対する方策の検討に関する事。
- (3) その他見沼田圃の保全・活用・創造に係る事項に関する事。

第4 議長

- 1 連携会議に議長を置き、埼玉県企画財政部地域経営局長をもって充てる。
- 2 議長は、連携会議を代表する。

第5 会議

- 1 議長は、連携会議を招集する。
- 2 議長は、検討事項の内容により、別表の構成員全員の出席を求めると認められるときは、同表の構成員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、別表の構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 議長は、会議における検討の経過及び結果を整理の上、記録しておくものとする。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、埼玉県企画財政部土地水政策課長が本条に規定する議長の職務を代理する。

第6 会議の公開

- 1 連携会議の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 会議において、埼玉県情報公開条例（平成12年条例第77号）第10条各号の規定に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 非公開の決定
 - (1) 連携会議の会議を非公開とすることは、前項ただし書きに基づき、連携会議がその会議において決定しなければならない。
 - (2) 連携会議が、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第7 事務局

連携会議の事務局は、埼玉県企画財政部土地水政策課に置く。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区 分	構 成 員
埼 玉 県	企画財政部 地 域 経 営 局 長 企画財政部 土 地 水 政 策 課 長 環 境 部 み どり 自 然 課 長 農 林 部 農 業 政 策 課 長 農 林 部 農 業 ビ ジ ネ ス 支 援 課 長 農 林 部 農 業 支 援 課 長 県土整備部 河 川 砂 防 課 長 都市整備部 公 園 ス タ ジ ア ム 課 長
さいたま市	経済局 農 業 政 策 部 農 業 政 策 課 長 経済局 農 業 政 策 部 農 業 環 境 整 備 課 長 都市局 み どり 公 園 推 進 部 み どり 推 進 課 長 都市局 み どり 公 園 推 進 部 見 沼 田 圃 政 策 推 進 課 長 都市局 都 市 計 画 部 開 発 ・ 盛 土 調 整 課 長 建設局 土 木 部 河 川 課 長 農業委員会事務局 農 業 振 興 課 長 農業委員会事務局 農 地 調 整 課 長
川 口 市	経 済 部 農 政 課 長 都市計画部 み どり 課 長